

一般社団法人北海道保険医会 選挙規則

第1章 役員選挙

第1条 定款第27条に基づく役員を選出は、この規定の定めるところによる。

第2条 役員を選任は、改選年の定時代議員総会において行う。

(選任、選出の選挙期日等の決定)

第3条 役員等の選任、選出を行うときは、会長は、理事会の決議を経て選挙の期日を決定し、その期日の20日前までに選任、選出する役員等の種類及びその数、投票の日時及び場所並びに立候補届出締切日時を決定するものとする。

第1節 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の構成)

第4条 会長は、前条の決定と同時に選挙管理委員若干名を指名するものとする。ただし、役員及び候補者は、選挙管理委員となることができない。

第5条 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、互選により委員長1名及び副委員長1名を選出する。

(選挙管理委員会の任務)

第6条 選挙管理委員会は、選挙に関する一切の事務を管理し、第22条に規定する業務終了後解散する。

(選任、選出の選挙期日の告示)

第7条 選挙管理委員会は、第3条に規定する決定に基づき、選任、選出のための選挙期日の20日前までに告示し、会員に通知しなければならない。

第2節 選挙

(立候補の届出及び辞退)

第8条 立候補は、本人の届出又は会員の推薦届出によるものとする。ただし、被推薦者の同意を得なければならない。

第9条 立候補しようとする会員及び立候補者を推薦しようとする会員は、選挙の期日の7日前の午後5時までに選挙管理委員長に届け出なければならない。

2 候補者が立候補を辞退する場合は、選挙管理委員長に立候補辞退の届出をしなければならない。ただし、候補者が立候補を辞退することができるのは、前項に規定する立候補届出期間内に限るものとする。

第10条 前2条の届出は、立候補届(様式第1)又は立候補推薦届(様式第2)及び立候補辞退届(様式第4)によるものとする。ただし、郵送による場合は届出期限前必着とする。

(候補者名簿の作成)

第11条 選挙管理委員会は、抽選により順位を定め、候補者一覧表を作成し、議長に提出するとともに、これを選挙の期日の10日前までに代議員に通知し、選挙当日投票場に

告示しなければならない。

(選挙立会人及び開票管理人)

第 12 条 選挙管理委員長は、選挙当日議長に諮り、出席代議員の中から選挙立会人及び開票管理人若干名を指名する。

(投票)

第 13 条 投票用紙の様式は、選挙管理委員会が定める。

第 14 条 投票は、1 人 1 票で無記名とし、その選任、選出の定数に応じ単記又は半数完全連記とする。ただし、定数が奇数のときは、切り上げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、副会長候補者の投票は完全連記とする。

3 10 名以上連記の投票は、記号又はそれに準ずる方法によることができる。

(投票の効力)

第 15 条 次の投票は、これを無効とする。

(1) 選挙管理委員会が定めた用紙を用いないもの。

(2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。

(3) 候補者の氏名を確認し難いもの。

(4) 前条の規定による投票定数に満たない記載又は投票定数を超える記載のもの。

第 16 条 投票の効力は、選挙立会人及び開票管理人の意見を聞き、選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

第 17 条 投票の結果、有効投票の多数を得た候補者を当選者とする。ただし、得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。

第 18 条 前条の規定にかかわらず、会長候補者選任の場合は、投票総数の過半数の票を得た候補者を当選者とする。ただし、過半数に達しない場合は、上位から 2 名につき繰返し投票を行う。

第 19 条 第 13 条乃至前条の規定にかかわらず、候補者の数が定数を超えないときは、議長権限により代議員総会の決議を経て、候補者をもって当選者とすることができる。

(議長への報告)

第 20 条 選挙管理委員長は、投票総数、有効投票数及び候補者の得票数を議長に報告し、議長はこれを、その代議員総会に報告しなければならない。

(異議の申し立て)

第 21 条 選任、選出の効力に関して異議がある選挙人又は候補者は、選任、選出の日から 14 日以内に選挙管理委員会に対して異議の申し立てをすることができる。

(当選者の繰上補充)

第 22 条 選任、選出の日から 30 日以内に限り当選者が辞任又は死亡したときは、得票数の次位の者を順次繰上当選者とすることができる。

(選挙の執行)

第 23 条 代議員総会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告し議場を閉鎖する。

2 議長は、投票を行うときは、投票用紙を交付し、投票の終わったときは、投票もれの有無を確かめなければならない。

(会長への報告)

第 24 条 議長は、第 20 条に規定する報告を受けたときは、代議員総会の承認を得て、その

結果を会長に報告しなければならない。

第2章 代議員及び予備代議員選出

(代議員及び予備代議員の選出)

第25条 定款第15条に規定する本会代議員及び予備代議員については、各支部及び各地域選挙区において選出する。

- 2 会長は、各地域選挙区の管理者を指名する。
- 3 会長は、代議員及び予備代議員の選出に関する状況の報告を、いつでも支部長及び地域選挙区管理者に対して求めることができる。
- 4 第1項の選出が本章の定めるところにより適正に行われるよう、会長は必要と思料する処置の実施を、いつでも支部長及び地域選挙区管理者に対して求めることができる。

(代議員及び予備代議員の定数)

第26条 定款第15条2項により理事会が定める各支部及び各地域選挙区から選出される代議員の数は、改選年の前年の9月1日現在の各支部及び各地域選挙区の会員数を基準とする。

ただし、本会設立後に行う第1回目の代議員選挙については、この限りでない。

第27条 代議員及び予備代議員の選出は、改選年の4月に行い、支部長及び地域選挙区管理者は、その氏名を速やかに会長に報告しなければならない。

ただし、本会設立後に行う第1回目の代議員選挙については、この限りでない。

第28条 代議員の数は、各支部会員、地域選挙区会員の増減にかかわらず、任期満了による改選の時期までは、これを変更しないものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この選挙規則は、本会成立の日から施行する。